

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第 16 条第 2 項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第 3 条の規定により、法第 16 条第 2 項に規定する方は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成 21 年 5 月 7 日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

西京桂坂地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

西京区御陵大枝山町六丁目の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 21 年 5 月 7 日から平成 21 年 5 月 21 日まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

5 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時

までは除く。)

## 6 意見書の提出

当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（[tokeika@city.kyoto.jp](mailto:tokeika@city.kyoto.jp)）によって提出してください。

## 7 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)